

4. 3. 28
大会議室
健康福祉部 保険課

令和3年度 第3回国民健康保険運営協議会 議事録

1 開会の宣言

○ 課長補佐

2 あいさつ

○ 市長

皆さんおはようございます。松本市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会は、松本市の国民健康保険事業運営に関する重要事項を審議いただいております。

新型コロナウイルスの感染が始まって丸2年が経過いたしまして、1日の新規陽性者は、松本市におきましても、50人前後が確認される状況が続いているところでございます。現在、このオミクロン株の特徴を踏まえた対策の重点化を進めておりまして、重症化リスクの抑制、さらには、医療機関の病床が逼迫に陥る状況を回避するこの2点に焦点を置いた対応を行っているところでございます。

高齢者の3回目のワクチン接種もほぼ希望される方には完了いただき、段階的に一般の方々の接種を進めております。春以降、コロナの感染は完全には収束しないまでも日常生活や経済活動と両立し、コロナとの共存、そして、コロナとの向き合い方の収束に向け松本市としても全力で取り組んでいきたいと思っております。

さて、国民健康保険については、市町村単位で運営をいたしておりましたときには非常に厳しい財政状況が続いており、被保険者の皆さんにも重い国保税の負担をおかけしてまいりました。平成30年4月に、国民健康保険の県域化が行われ、財政運営の主体が県となる新しい国民健康保険の制度が施行されました。これにより、松本市の国民健康保険事業も比較的安定した運営が見込めるようになりました。昨年の決算特別委員会では、7億4,800万円の黒字の状況を報告させていただきました。この黒字、繰越金の在り方を見据えて、国保税を引き下げるよう市内で指示してきたところです。そして、令和3年度の補正予算及び令和4年度の当初予算の編成を行い、納付金や必要経費等についても精査した結果、令和3年度決算見込みの余剰金を財源として、令和4年度の国民健康保険税を引き下げることにいたしました。

このあと、諮問をさせていただきますので、ご協議をよろしく申し上げます。

更に、国保において、もう一つの重点施策として、市民の健康を守る観点から、特定健診などの保健事業にもさらに力を入れてまいらなければいけないと考えております。

結びに、委員の皆様方の一層のお力添え、そしてご指導をお願い申しあげて、私からのあいさつとさせていただきます。

○ 課長補佐

令和3年10月から、委員が更新となりました。前回の会議は、新型コロナウイルス感染症により、長野県にまん延防止等重点措置が適用されたことから、書面会議で、会長、副会長の選出を行いました。送付しました会議結果にもお示ししましたが、会長に、澤地雅弘委員、職務代理に丸山貴史委員が選出されております。

それでは、澤地会長からあいさつをお願いします。

○ 会長

まずは本日お忙しい中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。

前回の会議で会長を仰せつかりました澤地雅弘と申します。よろしく申し上げます。本日副会長の丸山委員ですが、社会福祉協議会の説明会の予定があり調整がつかなかったということでご容赦いただければと思います。

さて、私の方でお話を聞いている範囲では平成28年度13.95%の大幅な改定があった国民健康保険税、今回、減税する説明をいただいております。引き下げを行ったのが平成3年度のこととお聞きしておりますので、実に31年ぶりに被保険者の負担が軽くなるという見込みとなっております。

現在コロナの流行で経済が冷え込んでいる状況です。被保険者の皆様に減額の改定ができることはありがたいと感謝しております。

前回の会議は書面会議でしたが、多くの意見を頂戴しております。本日は活発な議論が展開されるよう、またスムーズな議事進行に務めますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

3 諮問

○ 課長補佐

ここで、国民健康保険法第11条の規定に基づき、市長から、当協議会に諮問を申し上げます。

○ 市長

(会場中央で会長に諮問) 松本市国民健康保険税の改定について、平成30年4月に新たな国保制度となり、安定した国保財政を運営することが可能となりました。そこで、松本市国民健康保険被保険者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の減額改定をすることについて、貴協議会の意見を求めます。

改定案 基礎課税額(医療分)のうち、県下19市の平均値より高い所得割率、平等割額を引き下げます。均等割額は、平均以下のため引き下げの対象といたしません。財源は、令和3年度決算として見込まれる余剰金8億7,800万円を活用します。

施行日は、令和4年4月1日とします。よろしくお願いたします。

- 課長補佐  
市長は公務のため退席をさせていただきます。

#### 4 自己紹介

- 課長補佐  
それでは、改選後の委員については、お手元の委員名簿でご確認ください。名簿の右端に新と表示された方々が新たに委員となった方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めての会議ですので、自己紹介ということで、所属とお名前のみ自己紹介をお願いします。順番にお願いしたいと思います。

#### <自己紹介、事務局紹介>

- 課長補佐  
それではただいまから議事に入りたいと思います。会議の議長につきましては、松本市国民健康保険運営協議会の規則第4条第2項の規定により会長が務めることとなっております。それでは澤地会長議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

#### 5 議事

- 会長  
それではただいまから令和3年度 第3回松本市国民健康保険運営協議会の議事に入ります。よろしくお願いいたします。  
会議に先立ちまして報道関係の皆様ご退席をお願いします。  
まず本日の出席状況ですが、出席委員数14名、委任状提出が7名となっております。過半数を超えておりますので規則5条第1項の規定により会議が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは協議に入らせていただきますが、質疑等ございましたら事務局は即時に応答をお願いします。  
それでは先ほど諮問いただいた内容について協議を行いたいと思います。事務局から諮問書及び具体的な改訂案について説明をお願いします。

- 保険課長  
改めまして保険課長の清水口です。よろしくお願いいたします。お手元にお配りしてあります第3回の運営協議会資料をご覧ください。  
先ほど会長のあいさつにもありましたが、第2回の会議で引き下げについて、委員の皆様にお示しし、委員の皆様から多くのご意見をいただきました。それでは、資料で状

況等について説明をさせていただいた後、保険税担当課長から具体的な引き下げ案についてご説明し、委員の皆様からのご意見をいただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。

(資料説明)

資料1ページは、国保の被保険者の状況です。ご承知のとおり、平成29年度以降団塊の世代が70歳に到達し被保険者の高齢化が進みました。令和4年度以降は、団塊の世代が75歳に到達し、国保をどんどん離れ、減少していく傾向があります。

被保険者の推移ですが、平成29年度には、5万人以上いた被保険者数が、現在では4万5,725人ということで減少しています。

下の表は、65歳以上の被保険者の割合を表しています。現在、44.8%、約半数が高齢者という状況です。さらに、70歳以上74歳までの被保険者は27.5%という高い割合となっています。今後毎年1,000人以上減少していきます。

続きまして2ページは、医療費の状況です。被保険者数の減少に伴い、年々減少しております。また、1人当たり医療費については、被保険者の高齢化により増加してきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。今年度の1人当たり医療費の見込みについては9.38%増とかなり高くなっているようです。

また、下の表は、年齢に比例して1人当たり医療費が上昇していくことが分かると思います。特に長野県の平均と比べても松本市の1人当たりの医療費が高いという状況が分かります。

続きまして3ページは、これまでの財政状況です。先ほど会長とからもお話がありましたが、平成28年度以降、本当に厳しい状況でした。2年間、一般会計から6億8,400万円の法定外繰入を行いながら維持してきたところですが、ただ、これについては、国から、もう法定外繰入は駄目ですよという中で、先ほど市長も申しあげましたが、新しい国保制度がスタートした経緯があります。

そういう中で、収支を見ていただくと、令和2年度単年で見ますと、4億8,000万の黒字で、それに前年度からの繰越金2億6,800万円を足したものが一番下、形式収支になりますが、7億4,800万円という黒字に転じております。

次の4ページは、令和3年度の決算見込みです。令和3年度の2月補正の中で、医療費が増加していますが、新しい制度では医療費は、全額交付金で賄われます。ただ、医療費が増加しますと、それに見合った国民健康保険事業費納付金が算定され、県へ納めることとなります。今年度は60億円ということですが、これがスタートした当時は65億とか67億円でしたか令和2年、3年は、安定して60億円に安定してきています。そういった状況から決算見込みとして、予備費が8億7,800万円という黒字が見込めます。また、基金には、6億3,200万円が積み立てられている状況です。

○ 保険税担当課長

それでは、保険税担当課長の中川と申しますよろしくお願いたします。私からは、事務局の改定案について説明させていただきます。

まず別紙資料としてお配りいたしました「国民健康保険税引き下げについて」をご覧

ください。

1の「国保税の引き下げの考え方」では、保険税の減税の原資は、令和3年度の8億7,800万円の予備費とし、基金の6億3,200万円は、不測の事態に備えて原資とはいたしません。

2の「改定方法」ですが、令和6年度までの3年間は、先ほど説明したように引き下げを行い、それ以降は財政状況を見て、以降3年ごとに税率改正の見直しを考えております。

3の「改訂内容」ですが、所得割と平等割を引き下げ、均等割は据え置きます。理由は、所得割率を下げることを一番に考えております。平等割は県内19市平均より高い状況にあること、所得割率のみの改定とすると、所得割額を賦課されていない多くの低所得者層が引き下げの対象とならないことから、加入者全体の負担を引き下げられるためにも、平等割を県平均に引き下げるように検討いたしました。均等割は、19市の平均以下のための引き下げの対象とせず、所得割を0.1ポイントでも多く引き下げられるようにしたものでございます。

右側の「参考」をご覧ください。所得割は県内で一番高い状況です。また、平等割は、県平均より1,700円ほど高い状況で、均等割については、県平均以下となっております。それでは右側の「引き下げ後の影響額」の表をご覧ください。所得割を0.1ポイントずつ引き下げると、おおよそ2,600万円の減収となります。財源である余剰金8億7,800万円を単年度に換算いたしますと2億9,000万円となりますので、所得割率の引き下げだと1.1ポイント、9.1%から8%までの引き下げが可能となります。

先ほど説明した通り、平等割額を下げたいという考えから、平等割額を1,000円引き下げると影響額は3,000万円ほどになります。

平等割額を1,000円引き下げ、所得割の引下げを1.1ポイントではなく、1.0ポイントにして、影響額を2億9,000万円以下に抑え、引き下げ後も安定財政が運営できるように考慮いたしました。

4の「改定案」をご覧ください。所得割と平等割の引き下げ内容です。先ほど説明した通り、所得割額を現行の9.1%から1.0ポイント減の8.1%。平等割額を現行の2万2,700円から1,000円引き下げ、2万1,700円にすることが事務局の改定案となります。

それでは先ほどの資料に戻っていただきまして、資料4の6ページは現行税率の試算です。

2月定例議会で承認いただいた令和4年度の予算数値となります。単年度収支は1億2,316万円の黒字、前年度の繰越金、今回の減税の財源、形式収支となりますが、10億120万円の余剰金が税率改定を行わないと見込まれる現状でした。

次のページは、予算編成と同じ条件にして改定税率で算出したものでございます。改定後は、来年度6,466万円の赤字となります。赤字分は説明した通り、8億7,800万円の繰越金（余剰金）を充てることとなります。

7ページは、改定後の3年間の財政推計を示してございます。下から三つ目の表を、同じく収支ですが、毎年単年度収支では赤字になっております。令和5年度の形式収支128万4,000円となっております。引き下げ後3年間は財政運営が可能であると

いう試算結果でございます。

8ページ以降は、過去の改定の状況と令和3年度の19市の状況でございます。以上、事務局提案です。ご審議をお願いいたします。

○ 会長

はいありがとうございました。

それでは質疑応答に移りたいと思いますが、ただいまの説明に対してご意見、ご質問などございましたらお願いします。

○ A委員

今、改定案が提出されましたけど、この改定案だと、何%引き下げという表現になるでしょうか。

○ 会長

お願いします。

○ 保険税担当課長

資料8ページの表の一番下に改定率ということで示してございますが、全体では6.87%の引き下げ改定案です。

○ 会長

そのほかございますか。はいどうぞ。

○ A委員

資料の7ページで、3年間の収支の見込みで、令和6年度でギリギリの使い果たし、この時点で、また値上げするとか、引き上げするとか、しないとかという話が出ると思いますが、そこら辺の見込みはどのように考えていますか。

○ 保険課長

保険課長の清水口と申します。前回の書面会議でもお示した通り、制度が新しくなった平成30年に国民健康保険制度が変わりました。納付金が60億ぐらいで高かったのですが、7億4,000万の繰越があり、先ほど申した3年度の余剰金を原資として引き下げたいということです。

概ね3年間でその余剰金を使った引き下げということで説明いたしました。今ご質問があった3年後はどうなのかという中で、委員さんからもご意見いただいたのですが、安定的な財政を運営していくために、3年間は引き上げをしないという前提で引き下げ

を行いたいと思います。

さらに、単年度ごとを見るべきだというご意見がありました。3年以降についても収支どのようになるか掴めないところがあります。後期高齢者になる団塊の世代で医療費が高い方々が多く移動するため、その中で冒頭申しあげた基金6億3,000万円については手をつけないということで検討したので、基金を活用しながら毎年の収支を見ているような状況で、3年後に、必要になれば、その時点に見合った形の引き上げはあるかもしれないということです。長期的なスパンに立って保険税を推計していくと、かなり負担が高くなってしまいますので、その時期に見合った医療費を負担していく原則の中で、3年という期間で医療費を見ていきたいと思いますという考えです。

令和6年度以降については、もし本当に引き上げなければならない場合は、皆さんに状況を説明して、引き上げの改定案ということでご意見をいただく場合もあると思います。

○ 会長

よろしいでしょうか。

○ A委員

はい。

○ 会長

その他ございますか。

特段意見はないようですので、今の事務局の具体的な提案の通り答申したいと考えますが、いかがでしょうか。特に意見はないようですのでこの内容で答申したいと思います。

答申について、その他ご意見がある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、今までの意見をまとめます。答申の骨子ですが、所得割を8.1%、平等割を2万1,700円とする内容で答申をしたいと考えます。よろしいでしょうか。

○ 会長

それでは、具体的な答申の文案につきましては、事務局と相談し答申日までに委員の皆様にお送りします。

皆様を召集することなく、私と職務代理で市長へ答申を行いたいと思います。

なお本日ご審議いただいた内容や答申案につきましては、答申する4月26日までは、外部に漏らさないように皆様をお願い申しあげますよろしくお願ひします。

本日の議題は以上でございます。皆様あるいは事務局から何かございましたらお願いいたします。

- A委員  
今日の議題とは直接関係ないのですが、この会議の議事録ですね。令和に入ってからホームページに議事録の掲載がありません、何か理由があるわけです。
  
- 課長補佐  
まだ調整がついていないだけなので、早速あげるようにいたします。
  
- 会長  
それでは、すみやかにあげるようにしてください。  
その他ございますか。
  
- 保険税担当課長  
保険税担当からですが、コロナの関係は、未だにこういう状況ですので、国から指示もございました。令和4年度も、引き続きコロナの保険税減免を行いますのでご報告いたします。
  
- 会長  
ありがとうございます。  
その他ございますか。  
それでは議事は終了させていただきまして事務局からお願いします。

## 6 閉会の宣言

- 課長補佐  
それでは、今後のスケジュールにつきましてご説明申しあげます。  
確認をさせていただきますが、今回の会議により、答申の骨子につきまして、概ね集約ができましたので、会長と職務代理で答申していくことといたします。  
本日いただいた意見を集約し、会長と調整をいたしまして、委員の皆様にご確認いただけるように、答申案をお送りし、ご確認いただきたいと思います。  
答申までは、本日協議いただいた内容について、資料を含め非公開ということをお願いをしたいと思います。  
次に令和4年度の会議についてご説明します。本日は、保険医代表の委員の皆様のご出席が難しい午前中の設定となってしまいました。大変申し訳ございません。これからは午後で開催させていただくようにいたします。  
現在の予定でございますが、定例的な会議といたしまして8月25日に勤労者福祉センター、それから来年になりますが1月27日、市役所大会議室ということで現在予定しております。開催前には、改めてご案内をさせていただきます。



それでは本日の議事は、皆様のご協力で審議が終了しました。  
澤地会長、議事進行ありがとうございました。  
それでは、以上をもちまして会議は、終了とさせていただきます。

議事録署名人

会 長 澤地 雅弘